

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。
第9回目のテーマは、「損して得とれ!!」について、解説します。

1. 相続をしないことで生前贈与加算の対象外となる

生前贈与加算の規定は、被相続人から相続や遺贈により、一定の財産を取得しなかった人（相続時精算課税に係る贈与によってその被相続人から財産を取得している人を除きます。）については、相続開始前3年（令和6年1月1日以後の贈与から7年。以下同じ。）以内に被相続人から暦年贈与に係る贈与によって取得した財産であってもその価額は、相続財産に加算されません。そのため、相続開始前3年以内に贈与があった場合でも、相続人等が相続又は遺贈によって財産を取得しなかったときは、その贈与財産については、生前贈与加算の対象となりません。そこで、贈与を受けた人が相続又は遺贈により財産を取得しない方が有利な場合があります。

【設例】

1. 被相続人 母（令和6年3月死亡）、2. 相続人 長男・長女（45歳）、3. 相続財産 5億円

4. 生前贈与 長女は母から以下のような生前贈与を受け、暦年贈与として申告を行っている。

令和5年2月 1,000万円（贈与税177万円）、令和4年3月 250万円（贈与税14万円）

令和3年4月 250万円（贈与税14万円）

5. 遺産分割案

長女は1,000万円だけ相続し、残余財産は長男が相続する場合と、長男がすべての遺産を相続する場合との2つの分割案を検証します。

6. 相続税の計算

（単位：万円）

	長女が1,000万円相続する場合			長男が全部相続する場合	
	長女	長男	合計	長女	長男
相続財産	1,000	49,000	50,000	0	50,000
生前贈与加算	1,500	—	1,500	—	—
課税価格	2,500	49,000	51,500	0	50,000
相続税	771	15,114	15,885	0	15,210
贈与税控除	△205	—	△205	—	—
納付税額	566	15,114	15,680	0	15,210

家全体で判定すると、長女が1,000万円相続しない方が470万円相続税が軽減され有利になります。

しかし、長女だけをみれば税引き手取額は、1,000万円－566万円＝434万円となり1,000万円を相続した方が有利と判定されます。

そこで、両者の利害を調整するために、長男が全部相続することとし、その後、長男から長女へ484万円贈与すれば、贈与税は約50万円で長女の手取額は贈与税額を控除した後の金額が434万円とほぼ同額となります。

一方、長男の手取額は、49,000万円－15,114万円＝33,886万円から、50,000万円－15,210万円－484万円＝34,306万円に増加します。

兄弟仲良く遺産分割協議ができるのであれば、以上のように両者の利害を調整することも可能と考えられます。

2. 同族会社への貸付金で回収が困難な場合には返済免除しておく

同族会社への貸付金の回収が困難と思われる場合でも、回収が不可能又は著しく困難であることが立証できないと相続財産として課税されます。

平成18年12月22日の国税不服審判所では、「①同社は金融機関に対する借入金の返済について履行遅滞となった事実も強制執行等の手続を受けた事実もないこと、②同社は債務超過が継続しているとは認められるものの、相続開始後も破たんすることなく現実に営業を継続をしていること、③メインバンクは貸付金の返済条件の変更を認めているものの、その他に保証債務の履行を求めるともなく取引を継続しており、相続開始から約2年後には追加融資も認めていること等から、債務者の資産状況及び営業状況が客観的に破たんしていることが明白であり、債権の回収の見込みがないことが客観的に確実とまで認めることはできない。」と判決しています。

そのことから、貸付金の回収が困難と予想される場合には、生前に債権放棄又は株式等への組換え対策などを実行しておくことが肝要です。

（文責：山本和義）